

議案第88号

備前市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

備前市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年9月4日提出

備前市長 田原隆雄

備前市条例第 号

備前市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

備前市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成17年備前市条例第121号)の一部を次のように改正する。

第16条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、一時償還及び違約金については、法第13条及び第14条並びに令第8条及び第9条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第88号参考資料
備前市災害弔慰金の支給等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(償還等)</p> <p>第16条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。</p> <p>2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還することができる。</p> <p>3 償還金の支払猶予、償還免除、一時償還及び違約金については、<u>法第13条及び第14条並びに令第8条及び第9条の規定によるものとする。</u></p>	<p>(償還等)</p> <p>第16条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。</p> <p>2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還することができる。</p> <p>3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、<u>法第13条第1項、令第8条から第11条までの規定によるものとする。</u></p>